

子どもの生活支援対策周知・啓発事業 概要

子育て支援課

1 目的

県・市町村等が実施している成長段階に応じた子どもの生活支援対策を、保護者や子ども、子どもに身近な大人（教職員，児童委員等）に周知し，様々な支援があることに気づいてもらうことにより，家庭の経済状況等にかかわらず，子どもが将来の夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる環境整備を図る。

（事業の経緯）

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条において，地方公共団体は子どもの貧困対策に関する施策を策定し，実施する責務を有するとされていることから，県では，同法第9条に基づく子どもの貧困対策計画を平成27年に策定（かごしま子ども未来プラン2015）し，具体的施策に取り組んでいるところであるが，平成29年度に設置した子どもの生活支援対策部会において，子どもの貧困対策について，リーフレット等の作成・学校への配布により効果的な周知を図る必要といった意見が出されているところである。
- ・ また，平成28年12月の県議会の政策提言においても，子どもの貧困対策に係る助成制度等について，支援の必要な家庭に確実に届くよう周知に努めるよう提言されているところである。

2 事業内容

県や市町村等が実施している成長段階に応じた子どもの生活支援対策を集約し，制度や申請窓口を分かりやすく掲載したリーフレット及びガイドブックを作成し，小学校に入学する子どもの保護者，中学2年生の子ども及び子どもに身近な大人（教員，児童委員）に配布する。

リーフレット作成部数：25,280部（小学校に入学する子どもの保護者等に配布）

ガイドブック作成部数：22,321部（中学校2年生等に配布）

3 事業主体（負担割合）

県 1／2 国 1／2（地域子供の未来応援交付金）

4 令和元年度予算額

2,170千円

5 スケジュール

＜発注＞：令和元年11月上旬

＜納品＞：令和2年1月中旬

＜配布＞：令和2年1月末～2月

子どもの生活支援対策周知・啓発事業 積算資料

子育て支援課子ども育成係

1 リーフレット配布部数

配布先	人数	備考
小学校1学年	15,166	平成30年度学校基本統計速報より (国立:148人, 公立:14,968人)
小学校教員数	1,246	平成30年度学校基本統計速報より 1学年相当の教員数($7,476/6=1,246$)
義務教育学校1学年	21	平成30年度学校基本統計速報より
義務教育学校教員数	5	平成30年度学校基本統計速報より 1学年相当の教員数($40/9=5$)
児童委員数	3,892	現在の定数
市町村	4,300	43×100部
地域振興局	350	7×50部
予備	300	
合計	25,280	

2 ガイドブック配布部数

配布先	人数	備考
中学校2学年	14,505	平成30年度学校基本統計速報より (国立:200人, 公立:14,305人)
中学校教員数	1,366	平成30年度学校基本統計速報より 2学年相当の教員数($4,097/3=1,366$)
義務教育学校8学年	28	平成30年度学校基本統計速報より
義務教育学校教員数	5	平成30年度学校基本統計速報より 8学年相当の教員数($40/9=5$)
児童委員数	3,892	現在の定数
市町村	2,150	43×50部
地域振興局	175	7×25部
予備	200	
合計	22,321	

<学校を通じて受けられる支援>

リーフレットに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
就学援助制度(義務教育)	経済的理由により小学校又は中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、修学旅行費、給食費等の必要な支援を実施しています。 申込み手続き、支援内容等は市町村により異なります。	各市町村教育委員会、各小学校まで	https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/josei/q-a-5-8.html	教育庁 義務教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援	スクールカウンセラーは、児童生徒の心理について専門的な知識及び経験を持ち、児童生徒のカウンセリング等の支援を行います。 スクールソーシャルワーカーは、福祉について専門的な知識・技術及び活動実績を持ち、児童生徒の福祉に関する支援を行います。			教育庁 義務教育課

<経済的に困った時の支援(相談窓口)>

リーフレットに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
生活困窮者自立支援制度	生活上の様々な困難に直面している方々を対象に、一人ひとりの状況に応じて支援しています。 (就労支援や子どもの学習・生活支援も行います。) 生活の困りごとや不安などを抱えている方はどなたでも相談できます。	各市及び十島村、長島町、南種子町、屋久島町にお住まいの方は各市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は、県の地域振興局、支庁の福祉担当課	http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/syogai-syakai/seikatsukonkyu/torikumi.html	くらし保健福祉部 社会福祉課
生活福祉資金貸付	県社会福祉協議会が低所得世帯等に対し、必要な生活資金等を低利又は無利子で貸し付ける制度です。貸付けを受けるには、いくつかの条件があります。	各市町村社会福祉協議会	http://www.kaken-shakyo.jp/minsei/min21_1.htm	

<ひとり親のご家庭への支援(相談窓口)>

リーフレットに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
母子父子寡婦福祉資金貸付	生活資金や就職支度金、修学資金等の必要な資金の貸付を行います。	各市町村担当窓口	https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/e5030408.html	くらし保健福祉部 子ども家庭課
ひとり親家庭医療費助成	医療費の自己負担分を助成します。		https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/e5030410.html	
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)に、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。所得制限があります。		https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/04008024.html	
ひとり親家庭自立支援給付金	<自立支援教育訓練給付金> 雇用保険制度の指定講座を受ける際に費用の一部を助成します。 <高等職業訓練促進給付金> 看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、給付金を支給します。		http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/kosodate/boshikyufu.html	

リーフレットに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
ひとり親家庭の身近な相談機関	母子・父子自立支援員等が、いろいろな悩みごと等の相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。 社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会では、弁護士による無料法律相談を毎月第3木曜日に行っています。 また、県内各地区にて司法書士・行政書士等による無料相談を行っています。	・各市及び十島村、長島町、南種子町、屋久島町にお住まいの方は各市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は、県の地域振興局、支庁の福祉担当課 ・社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会	http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/04008022.html	くらし保健福祉部 子ども家庭課
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭が、疾病や就業上の理由等により、生活援助や保育サービス等が必要な場合に、必要な援助等を行う家庭生活支援員を派遣する制度です。	市町村母子会長(母子会のない市町村は市町村福祉担当課)	http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/kosodate/04008026_27040.html	

<子育て支援>

リーフレットに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
放課後児童クラブ	共働きなどで昼間保護者のいない家庭のお子さんが放課後、安心して遊んだり、宿題をしたりしながら過ごせる場所です。	各市町村放課後児童クラブ相談窓口	http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kosodate/04008019.html	くらし保健福祉部 子育て支援課
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに無料又は安い値段で栄養のある食事や温かな団らんを提供しています。(大半の子ども食堂は保護者も利用できます。) 子どもの学習支援やイベントによる交流活動等を取り入れているところもあります。	お近くの子ども食堂	http://www.pref.kagoshima.jp/ae32/kodomo/syokudo/tourokusyokudo.html	
家庭児童相談室	福祉事務所内に設けられています。家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じています。	各市、長島町及び屋久島町にお住まいの方は各市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は、県の地域振興局、支庁の福祉担当課	http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/091022.html	くらし保健福祉部 子ども家庭課
子ども・家庭110番	県中央児童相談所の相談員が、18歳未満の子どもに関することであれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでも相談をお受けします。	月～金 午前9時～午後10時 (土・日・祝日・年末年始を除く) TEL:099-275-4152	http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/04008034.html	
小児救急電話相談(#8000)	夜間におけるお子さんの急な病気、ケガ、応急処置等について、電話相談により看護師等が症状に応じた適切な助言を行います。	月～土 午後7時～翌朝8時 日・祝・年末年始 朝8時～翌朝8時 TEL #8000番(又は099-254-1186)	https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kenko-iryo/kan/chikiiryoku/kyukyudenwa.html	
かごしま教育ホットライン24	いじめ問題等に悩む子どもや保護者の相談に24時間いつでも応じます。	(なやみいおう) 24時間子どもSOSダイヤル0120-078310 (なやみっこなし) フリーダイヤル0120-783-574	http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoikubunka/school/shidou/hotline.html	
主な相談機関一覧	上記以外にも、様々なところで子育てや教育の悩み等についての相談に応じています。悩み等を一人で抱え込まず、まずは相談してみましょう。		http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoikubunka/school/shidou/soudankikan.html	教育庁 義務教育課

子どもの生活支援対策周知・啓発事業により作成するガイドブックに掲載する主な子どもの生活支援対策【案】

＜高校に進学するために利用できる支援＞

【勉強の支援】

ガイドブックに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
子どもの学習・生活支援(生活困窮者自立支援制度)	生活上の様々な困難に直面している子どもを対象に、高校受験のための学習支援、学校の勉強の復習、学び直し等の支援を行います。また、居場所づくり、日常生活の支援、保護者への養育支援等を行います。	各市及び十島村、長島町、南種子町、屋久島町にお住まいの方は各市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は、県の地域振興局、支庁の福祉担当課	http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/syogai-syakai/seikatsukonkyu/torikumi.html	くらし保健福祉部 社会福祉課

【学費などの支援】

ガイドブックに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
高等学校等就学支援金	・公立・私立高校に入学者、国が生徒に代わって、家庭の収入状況に応じて、授業料の全部または一部を支払います。 ・全国の約80%の生徒が利用しています。 ・返済不要です。 (これに加え、入学金や授業料の軽減などを受けられる場合があります。)	進学した高校	http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/josei/1-1-1140.html	教育庁総務福利課 総務部学事法制課
奨学のための給付金	・低所得世帯の方が対象です。 ・授業料以外の教育費負担(教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等)を軽減するため支給されるものです。 ・返還不要です。		【国公立】 http://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html 【私立】 http://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html	教育庁高校教育課 総務部学事法制課
高等学校等奨学金	・公益財団法人鹿児島県育英財団が実施しています。 ・推薦基準(学力基準と家計基準)があります。 ・返還義務があります。 ・応募については、中学3年生のうちに応募できる「予約採用」、高校入学後に応募する「在学採用」、家計が急変した生徒を対象とした「緊急採用」があります。	進学した高校 (予約採用は在籍する中学校)	http://www.kagoshima-ikuei.jp/wish/	教育庁総務福利課
高等学校入学科・授業料減免(又は補助)	・県立高校には、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、入学金・授業料を減額・免除する制度があります。(市立高校にも同様の制度があります。) ・私立高校でも、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、入学金・授業料の一部を補助する制度があります。	進学した高校	https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/josei/genmen.html	教育庁総務福利課 総務部学事法制課
母子父子寡婦福祉資金貸付	・ひとり親家庭等の方が対象です。 ・修学に必要な費用(授業料、アパート代等)に使える無利子の貸付けです。 ・入学金などの入学に際し、必要な費用に使える就学支度資金もあります。	各市町村担当窓口	https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/e5030408.html	くらし保健福祉部 子ども家庭課
生活福祉資金貸付【教育支援費】	・低所得世帯の方が対象です。 ・修学に必要な費用に使える無利子の貸付けです。 ・入学に際し、必要な費用に使える就学支援費もあります。	各市町村社会福祉協議会	http://www.kaken-shakyo.jp/minsei/min21_1.htm	くらし保健福祉部 社会福祉課

【生活の支援】

ガイドブックに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
子どもの学習・生活支援(生活困窮者自立支援制度)(再掲)	生活上の様々な困難に直面している子どもを対象に、高校受験のための学習支援、学校の勉強の復習、学び直し等の支援を行います。また、居場所づくり、日常生活の支援、保護者への養育支援等を行います。	各市及び十島村、長島町、南種子町、屋久島町にお住まいの方は各市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は、県の地域振興局、支庁の福祉担当課	http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/syogai-syakai/seikatsukonkyu/torikumi.html	くらし保健福祉部 社会福祉課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援	スクールカウンセラーは、児童生徒の心理について専門的な知識及び経験を持ち、児童生徒のカウンセリング等の支援を行います。 スクールソーシャルワーカーは、福祉について専門的な知識・技術及び活動実績を持ち、児童生徒の福祉に関する支援を行います。	進学した高校		教育庁 義務教育課 高校教育課

<大学・短大・専門学校に進学するために利用できる支援>

ガイドブックに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
日本学生支援機構による奨学金	・経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与又は給付を行います。 ・応募については、高校3年生のうちに応募できる「予約採用」、大学等入学後に応募する「在学採用」があります。	進学した大学等(予約採用については在籍する高校)	https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/flow.html	
大学等入学時奨学金	・経済的理由によって、大学等へ進学することが困難な高校生等に対し、国が定める授業料等減免の上限額(ただし、授業料については半期分)の範囲内で、入学時に必要な入学金及び前期又は第1四半期授業料の実費額から国が減免した部分を除いた額を貸与する制度です。 ・返還義務がありますが、卒業後の県内居住・就業などを条件とした返還免除制度があります。	進学した高校	http://www.kagoshima-ikuei.jp/wish/university_admission/	教育庁総務福利課
高等教育の修学支援新制度	・しっかりと進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確認できるよう、支援する制度です。 ・内容は「給付型奨学金」と「授業料等減免」となります。	進学した大学等(予約採用については在籍する高校)	http://www.mext.go.jp/kyufu/	総務部学事法制課

<大学等卒業後に利用できる支援>

ガイドブックに掲載する内容				県担当課
項目名	説明文	問い合わせ先	QRコードリンク先 HPアドレス	
大学等奨学金返還支援制度	大学等在学時に独立行政法人日本学生支援機構の「第一種奨学金(無利子)」を借り受けた方が、卒業後に県内に居住し、県内企業等に就業するなど一定の要件を満たした場合は、奨学金の返還を支援する制度です。	進学した高校及び大学等	https://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku-bunka/school/syogakukin/r1_bosyu.html	教育庁総務福利課

<その他>

- お住まいの市町村において、独自に奨学金制度を実施しているところもあります。
- 県内の様々な団体が実施する奨学金もあります。県のホームページでも紹介しています。

(QRコードリンク先HPアドレス)http://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku/kyoik_shinsei/kyoik_shogakukin/shogakukai.html

子どもの成長段階で見る主な「子どもの生活支援対策」一覧

子育て支援課まとめ

成長段階	子どもの生活支援対策					
未就学児	＜児童扶養手当給付事業＞ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)		＜乳幼児医療給付事業＞ 住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、その一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)	(保育料等の減免)	＜児童養護施設等の子ども等への各種支援＞＜各種児童虐待防止対策＞＜子育て世代包括支援センター＞ (くらし保健福祉部 子ども家庭課) ＜各種相談(母子・父子自立支援員、家庭児童相談室)＞ (くらし保健福祉部 子ども家庭課) ＜ひとり親家庭等に対する就業支援、職業訓練等＞ (くらし保健福祉部 子ども家庭課、商工労働水産部 雇用労政課) ＜生活困窮者自立支援制度＞ (くらし保健福祉部 社会福祉課)	
小学生	＜ひとり親家庭医療費助成事業＞ ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)	＜子どもの学習支援事業＞ (生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者世帯等の子どもに対して、学習支援や居場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行うほか、親に対する養育支援を実施 (くらし保健福祉部 社会福祉課)	＜就学援助＞ 生活保護法に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、学用品費等の就学援助を実施 (市町村)	＜放課後児童クラブ等＞	＜スクールカウンセラーの配置＞ (教育庁 義務教育課 高校教育課) (市町村)	＜スクールソーシャルワーカーの配置＞ (教育庁 義務教育課) (市町村)
中学生	＜母子父子寡婦福祉資金貸付事業＞ ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付 (くらし保健福祉部 子ども家庭課) ＜生活福祉資金貸付補助事業＞ (教育支援資金) 低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費等の貸付 (くらし保健福祉部 社会福祉課) ＜県営住宅における家賃の減免＞ (土木部 住宅政策室) ＜生活保護＞ (県・市町の福祉事務所)					
高校生等	＜高等学校等奨学金貸与制度＞ 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 (教育庁 総務福利課) ＜高等学校等就学支援金＞ 所得制限基準額未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給 (総務部 学事法制課、教育庁 総務福利課) ＜奨学のための給付金事業＞ 高校生等がいる低所得世帯(住民税非課税世帯・生活保護世帯)に対し、授業料以外の教育に必要な経費について、奨学のための給付金を支給 (総務部 学事法制課、教育庁 高校教育課) ＜高等学校入学金、授業料補助＞ 私立高校生のうち、経済的理由等により就学が困難な者に対し、入学金・授業料の一部を補助 (総務部 学事法制課) ＜高等学校入学金、授業料減免＞ 経済的理由等により就学が困難な県立高校生に対し、入学金・授業料を減額・免除 (教育庁 総務福利課)					
大学生等	(日本学生支援機構等による各種奨学金制度)		＜大学等入学時奨学金制度＞ 大学等進学に伴う経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与又は給付 (教育庁 総務福利課) ※卒業後の県内居住・就業を条件とする返還免除制度あり。		(所得等に応じた授業料の減免制度)	
大学等卒業後	＜大学等奨学金返還支援制度＞ 日本学生支援機構から無利子奨学金を借りた者が大学等卒業後に県内に本社を有する企業等へ就業し、一定の要件を満たした場合は、借り受けた奨学金の返還を支援 (教育庁 総務福利課)					